

---

2021年度 国税専門官  
専門記述  
講評&解答例

---

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001112 205383

KL20538



# 1. 憲法

## 問題

職業選択の自由について、①その意義・内容について述べた上で、②これを規制する立法の合憲性を判定する基準について、判例も踏まえながら論じなさい。

## 論点

- 1 職業選択の自由の意義・内容
- 2 二重の基準論
- 3 規制目的二分論とその限界
  - (1) 小売市場事件
  - (2) 薬事法事件
  - (3) 公衆浴場適正配置規制

## 解答例

### 1 意義・内容

職業選択の自由とは、自己の従事する職業を決定する自由をいい、経済的自由権の一つとして22条1項により保障される。もともと、「職業」には、人が生計を維持するために行う継続的な活動といった経済的性質のみならず、個人の人格的発展とも密接に関連する性質を併せ持つと解されている。また、職業選択の自由には、選択した職業を遂行する自由、いわゆる営業の自由も含まれる。

### 2 職業選択の自由を規制する立法の合憲性判定基準

#### (1) 二重の基準

近代における資本主義経済の急速な発展を支えたのは、自由放任主義を基調とする経済体制であった。しかし、20世紀、資本主義経済が高度化していくにつれ、富の偏在、貧富の拡大から経済的弱者の増加をひき起こすなど、社会構造に諸々の変化や矛盾を生じさせた。これに対応するため、各国の憲法は生存権をはじめとする社会権を保障するに至った。それゆえ、職業選択の自由のような経済的自由権の保障には、人権として当然に内在する制約のほか、社会構造の変化に対応した弱者保護の反射としての強者の抑制、すなわち、社会権保障を実質化するために「社会国家的公共の福祉」の見地からの政策的制約が予定されている。22条1項が12条や13条の「公共の福祉」のほか、重ねて「公共の福祉に反しない限り」と規定していることから明らかである。このように、経済的自由権は、社会権の実現と深いつながりを持つため、精神的自由権に

比べてより強度の制約を受けることになる。それゆえ、経済的自由権を規制する立法の合憲性は、精神的自由権のそれよりも緩やかに審査されるのである（二重の基準）。

### (2) 規制目的二分論

従来、職業選択の自由を規制する立法の合憲性は、立法目的および立法目的達成手段の双方について、一般人を基準として合理性が認められるかどうかを審査する、いわゆる合理性の基準が採られてきた。その後、立法府と裁判所の審査能力の差に着目し、合理性の基準を規制目的に応じてさらに緻密化する規制目的二分論が提唱されるに至った。すなわち、①個人の生命・健康・財産に対する危険を除去し、社会における害悪発生を防止するための消極目的規制については、規制の目的に必要性・合理性が認められる場合でも、規制措置が害悪の発生を防止するための必要最小限のものでなければならぬとの厳格な合理性の基準が妥当する。最高裁は薬事法事件においてこの基準を用い、適正配置規制に関する立法府の判断は、その合理的裁量の範囲を超えるものであり、22条1項に反し無効であるとして違憲判決を導いた。

これに対し、②福祉国家の見地から、経済の円滑な発展を図り、特に社会的・経済的弱者を保護するための積極目的規制については、立法府に広範な裁量を認め、当該規制措置が著しく不合理であることが明白な場合に限り違憲とする明白性の原則が妥当する。この基準は、規制目的二分論を初めて採用した小売市場事件で用いられている。すなわち、小売市場の許可規制は、国が社会経済の調和的発展を企図するという観点から中小企業保護政策の一方策としてとった措置であり、その目的において一応の合理性を認めることができ、また、その規制の手段・態様においてもそれが著しく不合理であることが明白であるとは認められないとし、合憲とした。

### (3) 規制目的二分論の限界

規制目的を消極的なものと積極的なものとに区別することができない事例がある。公衆浴場適正配置規制がそれである。公衆浴場の距離制限は、公衆衛生の確保という消極目的なのか、公衆浴場業者の経営の安定という積極目的なのか、それとも両者の複合的なものなのか、理解が分かれる。

このような場合、規制目的のみで合憲性判定基準の厳・緩を考えるのではなく、いかなる行為がどのように規制の対象とされているかなど、規制の態様をも考え合わせ、当該規制の合理性を判断すべきと考える。

(約 1,590 字)

以 上

## 講評

## 難易度：B [標準]

本問は、職業選択の自由の意義と、それに対する規制の合憲性判定基準について判例を踏まえながら論じさせるものである。もともと、職業選択の自由に関する問題は書くべき論点と順序がほぼ決まっているところなので、比較的書きやすかったものと思われる。

すなわち、①職業選択の自由は経済的自由権の一つであることと、その意義・内容を述べる際には営業の自由を含むことを指摘する。②合憲性判定基準については、「二重の基準論」から、経済的自由権規制立法の合憲性は精神的自由権規制立法の合憲性よりも緩やかに審査されることを指摘したうえで、いわゆる「合理性の基準」が妥当することを述べる。そして、③合理性の基準を緻密化したものが「規制目的二分論」であることを指摘する。④「規制目的二分論」を述べる際、消極目的規制については「厳格な合理性の基準」が、積極目的規制については「明白性の原則」がそれぞれ妥当することをコンパクトに述べ、前者においては薬事法事件、後者においては小売市場事件を取り上げる。このような展開がなされていれば合格点が付くものと思われる。なお、解答例では、規制目的を消極目的と積極目的とに振り分けることができない事例として公衆浴場適正配置規制に言及したが、できればここまで書いてほしい。

1時間 20分という時間の制約から解答例では触れていないが、余力のある受験生は、消極・積極目的のほかにも営業の自由を規制しうる正当な目的があることを述べ、財政目的からの規制を認めた「酒税法事件」（最判平4.12.15）に言及するとよい。加点事由となる。

## 2. 民法

### 問題

次の事例を読み、以下の問いに答えなさい。ただし、自動車損害賠償保障法上の責任については論じなくてよい。

[事例]

医薬品の販売等を業とするA会社の従業員Bは、退社後、会社近くの映画館に友人と映画鑑賞に出掛けた。映画鑑賞後、友人を自宅まで送り届けるため、Bは、私用に使うことが禁止されているAの社用車を利用しようと考えた。Aでは、社用車の鍵は金庫等には保管されておらず、誰でも自由に持ち出すことができた。Bは、社用車に乗って友人を送り届けた後、そのまま社用車を運転して自らも帰宅の途についたが、その道中、Cの運転する車と衝突事故を起こし、Cは全治2か月の重傷を負った。事故の際、Bは居眠りをしており、また、Cはカーナビの操作に気を取られて前方をよく見ていなかった。

- (1) CはBに対し、どのような請求をすることができるか。Bの反論も踏まえて論じなさい。
- (2) CはAに対し、どのような請求をすることができるか。Aの反論も踏まえて論じなさい。
- (3) (2)でCの請求が認められた場合、AはBに対し、どのような請求をすることができるか。Bの反論も踏まえて論じなさい。

### 論点

- 1 設問(1)
  - ア 一般不法行為（民法709条）
  - イ 過失相殺（民法722条2項）
- 2 設問(2)
  - ア 使用者責任（民法715条1項）
  - イ 「事業の執行について」の判断基準
- 3 設問(3)
  - ア 使用者の被用者に対する求償（民法715条3項）
  - イ 求償権の制限

## 解答例

## 1 設問(1)について

ア 本件では、Bの運転する車がCの運転する車と衝突事故（以下「本件事故」という）を起こし、Cが全治2カ月の重傷を負っている。そして、本件事故の際、居眠りをしていたBには過失がある。そこで、Cとしては、Bに対し、不法行為に基づく損害賠償請求をすることが考えられる。

イ これに対して、Bとしては、Cの上記アの請求に対して、過失相殺により賠償額が減額されると反論することが考えられる。

本件事故については、カーナビの操作に気を取られて前方をよく見ていなかった被害者Cにも過失がある。

したがって、Bの過失相殺の反論は認められると考える。

ウ 以上より、CはBに対し、不法行為に基づく損害賠償請求をすることができるが、Cの過失割合に応じて賠償額が減額される。

## 2 設問(2)について

ア 本件では、A会社の従業員であるBがAの社用車を運転中に本件事故を起こしており、前述1のように、Bには一般不法行為責任が成立する。そこで、Cとしては、Aに対し、使用者責任に基づく損害賠償請求をすることが考えられる。

イ 他方、本件事故は、Bが退社後、私用に使うことが禁止されているAの社用車を無断で運転し、帰宅途中で起こしたものである。そこで、Aとしては、Cの上記アの請求に対して、Bの運転が「事業の執行について」に該当せず、Aは使用者責任を負わないと反論することが考えられる。

使用者責任の要件である「事業の執行について」とは、被害者保護の見地から、被用者の職務執行行為そのものには属しないが、その行為の外形から客観的に観察して、被用者の職務の範囲内の行為に属するものと認められる場合をも包含すると考えるべきである（外形理論）。

本件では、BによるAの社用車の運転は私用目的であるから、Bの職務執行行為そのものには属しない。しかし、Aの従業員であるBがAの社用車を運転しているのであるから、その行為の外形から客観的に観察して、Bの職務の範囲内の行為に属するものと認められ、「事業の執行について」に該当する。

したがって、Aの反論は認められないと考える。

ウ 以上より、CはAに対し、使用者責任に基づく損害賠償請求をすることができる。

## 3 設問(3)について

ア 設問(2)でCの損害賠償請求が認められた場合、請求に応じたAとしては、Bに対し、求償権を行使することが考えられる。

イ これに対して、Bとしては、Aの求償権行使に対して、賠償額全額の求償は認められないと反論することが考えられる。

使用者責任の性質は代位責任であるから、賠償額全額の求償が認められるのが原則である。し

かし、使用者責任の根拠が報償責任にあることを考えると、常に賠償額全額の求償を認めるのは妥当ではない。そこで、使用者の求償権は、諸般の事情に照らし、損害の公平な分担の見地から、信義則上相当な範囲に制限されることもありうると思われるべきである。

本件では、Aは、社用車を私用に使うことを禁止していたにもかかわらず、社用車の鍵を金庫等に保管せず、誰でも自由に持ち出すことができたのであるから、本件事故を予防するために必要な措置を尽くしていなかったといえる。

したがって、Bの反論は認められると考える。

ウ 以上より、AはBに対し、求償権を行使することができるが、その求償額は、信義則上相当な範囲に制限される。

(約 1,350 字)

以上

## 講評

### 難易度：A [易問]

本年度は、最近の過去問と同様、通常の事例形式の問題である。

設問(1)では、「CはBに対し、どのような請求をすることができるか」というように請求の内容が特定されていないので、まず、請求の内容を考えることになる。BC間には契約関係がないので、不法行為に基づく損害賠償請求(民法709条)が問題となることに気付くのは、それほど難しくない。また、「Bの反論も踏まえて」論じることが要求されているが、本件では、被害者Cも「カーナビの操作に気を取られて前方をよく見ていなかった」のであるから、Bの反論として過失相殺(民法722条2項)の可否を検討することになる。

設問(2)では、設問(1)と同様、「CはAに対し、どのような請求をすることができるか」というように請求の内容が特定されていないので、まず、請求の内容を考えることになる。AC間に契約関係がないこと、設問(1)で検討したように、Aの従業員であるBに一般不法行為責任が認められることから、使用者責任に基づく損害賠償請求(民法715条1項)が問題となることに気付くのは、それほど難しくない。また、「Aの反論」については、使用者責任の要件を検討すれば、本件では「事業の執行について」といえるか否かが問題となることに気付くだろう。なお、「事業の執行について」の判断基準については、本件の交通事故のような事実的不法行為の場合に外形理論(外形標準説)を放棄して、使用者の支配領域内の危険や事業の執行行為との密接関連性を基準とする学説も有力であるが、本問と同様の事案(会社所有の車を私用に使い交通事故を起こした場合)において、判例は、外形理論によって事業執行性を肯定しているので(最判昭39.2.4)、解答例も判例に従って論じている。

設問(3)では、「(2)でCの請求が認められた場合」、つまり、Aの使用者責任が認められた場合に、「AはBに対し、どのような請求をすることができるか」が問われているが、設問(2)でAの使用者責



任を論じることができた受験生であれば、AのBに対する求償権（民法715条3項）が問題となることにも気付くだろう。また、「Bの反論」については、使用者の求償権を信義則（民法1条2項）によって制限する判例（最判昭51.7.8）を知っている受験生であれば、その判例が「Bの反論」となりうることに気付くだろう。なお、解答例では、求償権の制限を認めたが、求償権の制限を認めない結論をとってもいいだろう。どちらの結論であっても、問題文の事実を使って導くことが重要である。

最後に、本問で問われている条文・判例の知識は、いずれも択一式試験で問われたことのある有名なものばかりなので、本問はかなり書きやすい問題であったといえる。近年の国税専門官・専門記述試験の民法においては、このような傾向が続いているので、今年の問題も、基本的な条文・判例の知識を正確に表現できたかどうかの評価を大きく左右したといえる。

### 3. 経済学

#### 問題

投資理論に関する次の問いに答えなさい。

- (1) ケインズの投資理論について、以下の用語を用いて説明しなさい。

用語：投資の限界効率、割引現在価値

- (2) 新古典派の投資理論について、以下の用語を用いて説明しなさい。

用語：資本の限界生産性、望ましい資本ストック

- (3) ある企業が株式を 100 万株発行し、その配当は 1 株当たり 50 円であり、恒久的に得られるものとする。安全資産の利率は 2%、この株式のリスクプレミアムは 3% であり、いずれも時間を通じて一定であるとする、この企業の株式時価総額はいくらか。また、この企業の資本の再取得価格が 5 億円であるときの投資活動について、トービンの  $q$  理論に基づき説明しなさい。ただし、株価の理論値は企業の株価に一致し、また、負債は存在しないものとする。

#### 論点

- 1 ケインズの投資理論
- 2 新古典派の投資理論
- 3 株価の理論値とトービンの  $q$  理論

#### 解答例

(1) ケインズの投資理論では、利率より、その投資プロジェクトに期待される収益率のほうが高ければ、その投資が実行され、このときの期待される収益率が投資の限界効率と呼ばれる。具体的には、投資によって将来に渡って得られる収益の割引現在価値の合計が、将来に渡って得られる収益を投資の限界効率で割り引いたものである費用を上回れば投資が実行されることになる。また、利率が低下すれば、より低い投資の限界効率の投資プロジェクトが実行されることとなり、投資は利率の減少関数となる。

(2) 新古典派の投資理論では、企業の利潤最大化行動に基づき資本ストックの水準が決定される。このとき、資本の限界生産性が実質資本コストに等しい水準となり、このときの資本ストックは、利潤が最大となる資本ストックであるので、この企業にとって望ましい資本ストックの水準であるといえる。よって、新古典派の投資理論では、現実の資本ストックと望ましい資本ストックの差を埋めるように投資が行われる。

(3) まず、株価の理論値について考える。株式のような危険資産は、安全資産の収益率である利率

よりもより高い収益が要求され、その危険資産に期待される収益率と安全資産の収益率の差がリスクプレミアムと考えることができる。以上から危険資産である株式の期待収益率は、

$$\text{株式の期待収益率} = \text{安全資産の収益率} + \text{リスクプレミアム} = 2\% + 3\% = 5\%$$

となる。また、株式を保有することによる収益は、配当を得ることと、株式の値上がり益であるキャピタルゲインの2種類がある。本問においては、キャピタルゲインはゼロとして考える。そうすると、毎期50円の配当を得ることができる株式の価格は、各期の配当を期待収益率で割り引いた合計となり、

$$\text{株価の理論値} = \frac{50}{1.05} + \frac{50}{(1.05)^2} + \frac{50}{(1.05)^3} + \dots = \frac{50}{0.05} = 1,000$$

を得る。ここで、この企業の株式は100万株発行されているので、株式時価総額は、

$$100 \text{ 万株} \times 1,000 \text{ 円} = 10 \text{ 億円となる。}$$

また、この企業の投資活動をトービンのq理論によって考えると、この企業には負債は存在しないので、

$$q = \frac{\text{株式時価総額}}{\text{資本の再取得価格}} = \frac{10 \text{ 億円}}{5 \text{ 億円}} > 1$$

となり、トービンのqが1より大きいことがわかる。q > 1のときは、資本の再取得価格よりもこの企業の市場価値である株式時価総額が大きく、この企業は、保有する資本ストックの価値よりも高い収益力を市場から期待されていることとなり、投資を拡大すべきであると考えることができる。

(約990字)

以上

### 講評

難易度：B [標準]

投資理論からの出題は少ないが、内容は択一試験対策をしてきた受験生であれば、ある程度、対応可能であったと考えられる。

## 4. 会計学

### 問題

我が国の企業結合に関する次の問いに答えなさい。

- (1) 企業結合とはどのようなものか簡潔に説明しなさい。
- (2) 企業結合の経済的実態には「取得」と「持分の結合」がある。それぞれの経済的実態について説明しなさい。
- (3) 企業結合の経済的実態のうち「取得」における会計処理について答えなさい。
  - ① 「取得」の会計処理に用いる方法について簡潔に説明しなさい。
  - ② 上記①の方法による会計処理の結果、「のれん又は負ののれん」が生じることがある。「のれん」及び「負ののれん」について説明しなさい。

### 論点

- 1 企業結合の意義
- 2 「取得」と「持分の結合」の意義
- 3 「取得」の会計処理
- 4 「のれん」及び「負ののれん」の意義

### 解答例

- (1) 企業結合とは、ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが1つの報告単位に統合されることをいう。
- (2) 「取得」とは、ある企業が他の企業又は企業を構成する事業に対する支配を獲得して1つの報告単位となることをいう。一方、「持分の結合」とは、いずれの企業（又は事業）の株主（又は持分保有者）も他の企業（又は事業）を支配したとは認められず、結合後企業のリスクや便益を引き続き相互に共有することを達成するため、それぞれの事業のすべて又は事実上のすべてを統合して1つの報告単位となることをいう。
- (3) ①「取得」については、ある企業が他の企業の支配を獲得することになるという経済的実態を重視し、パーチェス法により会計処理することになる。これは、企業結合の多くは、実質的にはいずれかの結合当事企業による新規の投資と同じであり、交付する現金及び株式等の投資額を取得価額として他の結合当事企業から受け入れる資産及び負債を評価することが、現行の一般的な会計処理と整合するからである。なお、パーチェス法とは、被結合企業から受け入れる資産及び負債の取得原価を、対価として交付する現金及び株式等の時価（公正価値）とする方法である。

② 取得企業は、被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の時価を基礎として、それらに対して取得原価を配分することとなる。このとき、取得とされた企業結合の特徴の1つとして、取得原価としての支払対価総額と、被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額との間に差額が生じる場合があり、この差額が「のれん又は負ののれん」である。なお、取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合には、その超過額はのれんとして会計処理し、下回る場合には、その不足額は負ののれんとして会計処理する。

この場合、のれんについては、無形固定資産に計上し、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。具体的には、のれんの当期償却額は、販売費及び一般管理費の区分に表示する。

一方、負ののれんが生じると見込まれる場合には、次の(ア)、(イ)処理を行う。ただし、負ののれんが生じると見込まれたときにおける取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回る額に重要性が乏しい場合には、次の処理を行わずに、当該下回る額を当期の利益として処理することができる。(ア)取得企業は、すべての識別可能資産及び負債が把握されているか、また、それらに対する取得原価の配分が適切に行われているかどうかを見直す。(イ)(ア)の見直しを行っても、なお取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回り、負ののれんが生じる場合には、当該負ののれんが生じた事業年度の利益として処理する。具体的には、負ののれんは、原則として、特別利益に表示されることになる。

(約 1,260 字)

以上

## 講 評

難易度：C [難]

本問は、企業結合に関する内容であり、テキスト等にも記載がなく、超難問であり解答は困難であると思われる。

## 5. 社会学

### 問題

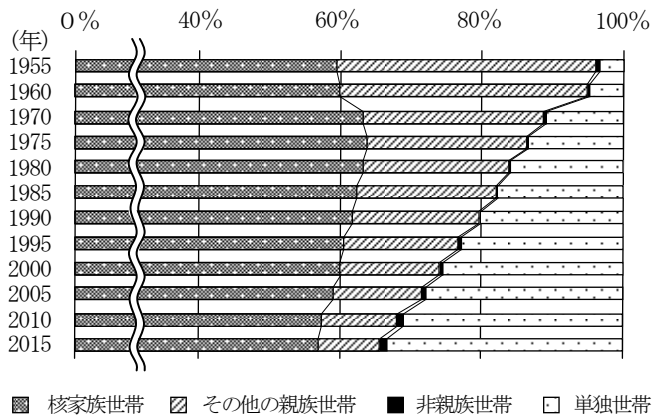
社会学における家族について、次の問いに答えなさい。

- (1) G. P. マードックが論じた「核家族」について説明しなさい。
- (2) 近代家族の特徴的について、以下の  の中から二つ以上の用語を用いて説明しなさい。

小さな大人, 子供の社会化, 友愛家族, 感情革命

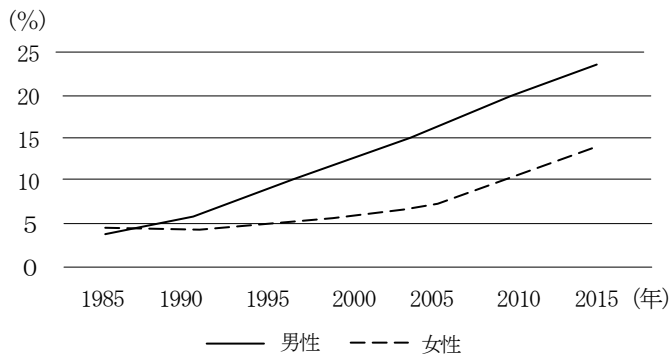
- (3) 我が国における戦後の家族形態の変化について、図1及び図2を踏まえて、社会学的な観点から説明しなさい。

図1 世帯の家族類型別構成比の推移



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 (2020年版)」を基に作成

図2 50歳時の未婚割合の推移



(注) 50歳時の未婚割合は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、45～49歳の未婚率と50～54歳の未婚率の平均。

(出典) 厚生労働省「平成29年版厚生労働白書」を基に作成

## 論点

- 1 G. P. マードックによる核家族の定義
  - (1) 核家族
  - (2) 核家族普遍説
  - (3) 家族の諸形態
- 2 近代家族の特徴
  - (1) P. アリエスの「小さな大人」
  - (2) 子どもの社会化
  - (3) E. W. バージェス&H. J. ロックの「友愛家族」
  - (4) E. ショーターの「感情革命」
- 3 わが国における戦後の家族形態の変化
  - (1) 世帯の家族類型別構成比の推移からみえる変化
  - (2) 50歳時の未婚割合の推移からみえる変化

## 解答例

- 1 核家族という用語はもともとG. P. マードックが提唱したものである。マードックによれば、核家族とは、夫婦のみ、あるいは夫婦とその未婚の子からなる家族形態とされる。さらに彼は、核家族はどの時代や社会にも普遍的に見いだされ(核家族普遍説)、単独で存在する以外に、一夫多妻または一妻多夫といった、一方の配偶者が複数の婚姻関係にある、水平な核家族の結合によって成立している

複婚家族や、多世代（世帯）が同居し、世代的に垂直な（タテの）核家族の結合によって成立している拡大家族のなかにも、基本となる単位として存在するとした。

- 2 近代家族とは、近代の西洋において成立し、近代化と共に普遍的な家族の在り方として世界に広まっていた家族の在り方を指し、その特徴としては、家族領域と公共領域の分離、家族成員間の強い情緒的關係、子ども中心主義、「男は外」「女は内」という性別分業、などが挙げられる。家族成員間の強い情緒的關係については、E. W. バージェスとH. J. ロックが、産業革命期に制度的家族から友愛的家族へと変化したことを指摘した他、E. ショーターも、感情革命によって家族愛が強調され、共同体や親族に結びついていた伝統家族から、家族と公共の領域が切り離され、プライバシーの壁に守られた近代家族が成立していったことを明らかにしている。子ども中心主義は、P. アリエスが、前近代には「小さな大人」と位置付けられていた子どもが、かわいがりの対象、養育の対象へと近代に変化していったことを論じている。性別役割分業の成立の一端は、子どもの第一次社会化における母親の重要性が増したこともあげられよう。

- 3 図1を見ると、わが国における全世帯における核家族の割合は、高度経済期に若干上昇しているとはいえ、それほど大きな変化があったとはいえない。また、1920年の第1回国勢調査でも核家族世帯の割合は5割強であるので、わが国の場合、核家族化が進行してきたとは言えない。しかし一方で、図2から明らかのように、50歳時での未婚率は30年間で大幅に増加しており、特に男性の未婚率が上昇している。男女とも未婚率の上昇は、昨今の家族形態の多様性を反映しているといえるかもしれないが、それ以外にも、男女の50歳までの年齢階級別人口比では、全ての年齢階級で男性の方が女性よりも人口が多いことも要因として考えられる。

(約980字)

以上

## 講評

### 難易度：A [易問]

例年からすれば、非常にやさしい問題であった。ここ近年の国税の専門記述試験は、関連する学説2つを説明する形式となっており、その学説について知らなければ、ほとんど何も書けないものであった。しかし今年の問題は、少なくとも3は、提示されている統計資料を見れば楽に書いてしまうものである。また3は、出題者の意図（つまり出題者がどのような答えを欲しているか）が安易に読める出題であり、こうした場合は相手の望むような答えを書けば、楽に高得点が出る。国税の専門記述試験はあくまで足切りライン以上の点数さえ取ればよいのであって、恐らく例年よりも多くの受験生が社会学を選択したのではないだろう。

上述の理由により、難易度はA [易問] とする。例年と比べて、非常に簡単な問題であった。









**れっく LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2021 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

KL20538